



困ったら 一人で悩まず 行政相談

平成28年12月21日
関東管区行政評価局

精神障がい者にもバス運賃の割引を

— 関東運輸局に対し改善をあっせん —

埼玉県内のバス事業者はすべて実施、一方、
神奈川県では26社中、2社のみと、地域間で格差も

総務省関東管区行政評価局(局長:杉山 茂)では、標記行政相談を受け、調査を行うとともに、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議に諮り、同会議の意見を踏まえ、平成28年12月21日、下記のとおり、改善をあっせんしました。

関東運輸局は、

- (1) 標準運送約款に取り入れられている精神障がい者への割引運賃の導入について、導入状況を精査し、未導入路線バス事業者が加入する各地域のバス協会及び未導入路線バス事業者の理解が得られるよう協力依頼を行うこと
- (2) 協力依頼の実施を踏まえ、未導入路線バス事業者による運賃割引の導入状況を1年程度の期間を設けてフォローアップするとともに、導入に至らない場合、未導入路線バス事業者側の背景事情やあい路を把握、分析し、効果的な対策の実施について検討すること
- (3) 上記(1)及び(2)に際しては、これまでの地方公共団体の福祉所管部局の取組を参考にして、事業者側の理解と協力を得るよう努めること

【問合せ先】



総務省 関東管区行政評価局 総務部
首席行政相談官 橋 徹

電話 : 048-600-2313

FAX : 048-600-2336

メール : knt32@soumu.go.jp

〒330-9717 さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館 19階

行政相談の要旨

路線バスを利用する際に、身体障がい者は身体障害者手帳を、知的障がい者は療育手帳を提示すれば運賃が割引になるが、私の居住する県では、精神障がい者は精神障害者保健福祉手帳を提示しても割引が適用されない。

障害者基本法が平成5年に改正され、精神障がい者であっても身体障がい者や知的障がい者と同じ位置付けとされているのに、精神障がい者のみが割引の対象から除外されているのは公平性を欠く取扱いである。

国土交通省は、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（以下「標準運送約款」という。下注）を平成24年に改正し、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者に対する運賃割引の規定を追加しているため、より多くの路線バス事業者が同約款を採用し、精神障がい者に対する運賃割引を導入するようにしてほしい。

〔神奈川・東京・栃木行政評価事務所への行政相談〕

《注》標準運送約款について

運送約款とは、バス事業者と利用者との間に定める契約のことで、バス事業者は、運送約款を定め、国土交通省の認可を受けることが必要

標準運送約款は、国土交通省が作成・公示するもので、標準運送約款と同一内容の運送約款であれば、バス事業者は認可を受けることは不要

制度の概要

1 障がい者に関する法制度等

○ 精神障がい者とは？

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号 以下「精神保健福祉法」という。）第5条において「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と規定

○ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条の規定では、障がい者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされており、**精神障がい者は、身体障がい者及び知的障がい者と同じ位置付け**

2 精神障がい者に対する路線バス運賃の割引

○ 障がい者に対する運賃の割引は、法令上の義務付けはなく、関係機関の要請等を踏まえ、各公共交通事業者の判断で実施

○ 標準運送約款の改正

国土交通省は、平成24年、路線バスに関する標準運送約款を改正し、既に広く運賃の割引が行われている身体障がい者、知的障がい者と同様、精神障がい者についても割引に関する規定を追加

【標準運送約款:抄】

第24条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、運賃を割り引きます。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき（以下省略）

当局の調査結果

1 精神障がい者への精神障害者保健福祉手帳の交付状況

- 国土交通省関東運輸局（以下「関東運輸局」という。）管内1都7県において居住地の都県（又は政令指定都市）から精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障がい者は、**28万5,009人**

※ 管内総人口の約0.7%に相当（表1）

表1 関東運輸局管内8都県における精神障害者保健福祉手帳等の交付状況

各都県の人口 (人)	障がい者に対する手帳交付件数(下注2)及び人口に占める割合						
	精神障がい者(件)	割合(%)	身体障がい者(件)	割合(%)	知的障がい者(件)	割合(%)	
茨城県	2,916,976	14,162	0.49	91,711	3.14	21,210	0.73
栃木県	1,974,255	10,235	0.52	70,533	3.57	15,845	0.80
群馬県	1,973,115	9,570	0.49	70,117	3.55	13,885	0.70
埼玉県	7,266,534	44,861	0.62	205,250	2.82	44,243	0.61
千葉県	6,222,666	37,329	0.60	183,917	2.96	38,559	0.62
東京都	13,515,271	93,935	0.70	480,798	3.56	82,999	0.61
神奈川県	9,126,214	68,213	0.75	270,252	2.96	64,528	0.71
山梨県	834,930	6,704	0.80	36,065	4.32	6,191	0.74
計	43,829,961	285,009	0.65	1,408,643	3.21	287,460	0.66

(出典) 1. 各都県の人口は平成27年国勢調査結果(確定値)

2. 精神、身体、知的各々の障がい者に対する手帳交付件数は、厚生労働省福祉行政報告例による。精神障がい者にあつては精神障害者保健福祉手帳、身体障がい者にあつては身体障害者手帳、知的障がい者にあつては療育手帳の交付件数(平成27年度末現在)

2 精神障害者保健福祉手帳の対象疾患に罹患している運転者への行政処分の状況

- 平成26年6月施行の改正道路交通法に基づき、一定の病気等による自動車運転免許の取消し、停止等の措置が従前よりも一層、厳格に適用されており、取消し、停止等の件数を改正法施行前の25年と施行の翌年である27年とで比較すると、**27年には3倍以上に増加**
- 特に「**てんかん**」**にあっては3.8倍を超える増加**
- その結果、自家用車を運転することができなくなった者の中には、路線バスを含む公共交通機関を利用せざるを得なくなるような例も想定

3 路線バス事業者による運賃割引の実施状況

- 関東運輸局管内における障がい者への路線バスの運賃割引の状況をみると、身体障がい者及び知的障がい者については、おおむね実施済み
- しかしながら、精神障がい者に関しては、精神障害者保健福祉手帳を提示することで割引を受けられるのは、管内路線バス事業者138社中、86社(62%)。埼玉県など、全ての路線バス事業者において割引が行われている地域がある一方で、神奈川県など県内26社中、2社にとどまっている地域もみられ、地域間に格差が発生(表2)
- 以下に掲げる例のように、精神障害者保健福祉手帳を発行する特定の地方公共団体の域内に限って、割引を適用(又は無料化)する事業者が、東京都や神奈川県で多くみられるが、これら地方公共団体以外からの精神障がい者に対する割引の適用はないことから、表2では「限定的実施」として整理(表2)
 - 東京都
 - ・ 都内に居住する精神障がい者が、都内の区間において、都から交付される精神障害者保健福祉手帳(又は精神障害者都営交通乗車証)を提示し、乗降する場合
 - 神奈川県
 - ・ 横浜市内に居住する精神障がい者が、同市内の区間において、同市から交付される横浜市福祉特別乗車券を提示し、乗降する場合
 - ・ 川崎市内に居住する精神障がい者が、同市内の区間において、同市から交付される川崎市ふれあいフリーパスを提示し、乗降する場合
- 横浜市及び川崎市などでは福祉施策の一環として、割引等を実施する事業者に対し、負担相当額分の助成を実施

表2 関東運輸局管内8都県における精神障がい者への運賃割引の実施状況

路線バス 事業者数(社)	精神障害者健康福祉手帳を提示することによる運賃割引の有無							
	あり(社) 割合(%)		なし(社) 割合(%)		限定的実施(社) 割合(%)		未実施(社) 割合(%)	
茨城県 10	8	80.0	2	20.0	1	10.0	1	10.0
栃木県 6	2	33.3	4	66.7	0	0.0	4	66.7
群馬県 11	10	90.9	1	9.1	0	0.0	1	9.1
埼玉県 18	18	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
千葉県 32	29	90.6	3	9.4	0	0.0	3	9.4
東京都 29	12	41.4	17	58.6	17	58.6	0	0.0
神奈川県 26	2	7.7	24	92.3	16	61.5	8	30.8
山梨県 6	5	83.3	1	16.7	0	0.0	1	16.7
計 138	86	62.3	52	37.7	34	24.6	18	13.0

(注) 関東運輸局の資料(平成28年10月末現在)に基づき当局で作成。なお、複数の都県にまたがって路線を運行する事業者については、それぞれ別々に計上

4 関東運輸局における対応

- 国土交通省では、平成24年の標準運送約款の改訂に際して、自動車局旅客課長通知「『一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款』の一部改正について」(平成24年8月8日付け国自旅第245号)により、各地方運輸局自動車交通部長に宛てて、バス事業者に対し、改正後の標準運送約款の適用及び精神障がい者割引運賃の設定の届出について理解と協力を求めるよう通知
- 関東運輸局では、国土交通省本省から公益社団法人日本バス協会に対し、標準運送約款の改正を傘下のバス事業者に周知するよう求める通知が出されているなどとして、同局から事業者への協力依頼は未実施

5 地方公共団体の福祉所管部局における取組

(1) 埼玉県

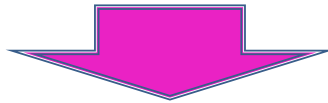
- 埼玉県(福祉部)では、平成25年2月4日に、一般社団法人埼玉県バス協会会長に対し、精神障がい者保健福祉手帳の提示によるバス運賃の割引について要望
- この要望に応える形で、同バス協会は平成25年3月27日、既に割引を行っている4社に加え、同年4月1日から新たに15社で割引を実施する意向を回答

(2) 神奈川県

- 神奈川県(保健福祉局福祉部)では、障害者自立支援法の施行(平成18年4月)、標準運送約款の改正(平成24年7月)、障害者差別解消法施行(平成28年4月)などの機会を捉え、ほぼ毎年、一般社団法人神奈川県バス協会への協力を要請
- しかしながら、未だ事業者側の協力が得られていない

行政苦情救済推進会議の意見

- (1) 障がい者の自立及び社会参加の支援等を目的とする障害者基本法では、精神障がい者と身体障がい者又は知的障がい者との間の位置付けは同じである。
- (2) 平成24年に改正された標準運送約款が規定する精神障がい者への割引運賃の適用について、地域間で大きな差異が生じていることから、こうした地域間の格差の解消が課題である。
- (3) てんかんや認知症などの障がいを持つ運転者による死傷事故の増加と、その対応として各都道府県警察本部による運転免許の取消し処分が増加している実情を踏まえ、そうした障がい者へのバス運賃の割引など何らかの配慮が必要と思われる。
- (4) 地方公共団体の福祉所管部局の中には、各地域のバス協会をはじめ、事業者に対し割引運賃の導入に向けた働きかけを行った結果、割引を実現したものがあり、このような事例は参考になる。



意見を踏まえ、関東運輸局にあっせん

【参考】

関東管区行政評価局 行政苦情救済推進会議 構成メンバー

《座長》

- 利根 忠博 … 社団法人埼玉県法人会連合会会長、社団法人埼玉県経営者協会名誉会長
- 青木 秀也 … 株式会社テレビ埼玉 常務取締役・報道制作局長
- 有田 知徳 … 弁護士、元福岡高検検事長
- 加村 啓二 … 弁護士、埼玉調停協会連合会会長
- 佐藤 元子 … 新潟行政相談委員協議会会長
- 宮下 達也 … 株式会社埼玉新聞社 常務取締役
- 山口 洋子 … 特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろう 理事

(座長以下五十音順)

